

第50期

定時株主総会 招集ご通知

2022年4月1日～2023年3月31日

開催日時

2023年6月21日（水曜日）午前10時
（受付開始 午前9時00分）

開催場所

東京都新宿区西新宿八丁目17番1号
ベルサール新宿グランド
コンファレンスセンター 5階
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）

決議事項

- 第1号議案 剰余金の配当の件
- 第2号議案 取締役9名選任の件
- 第3号議案 監査役2名選任の件
- 第4号議案 補欠監査役1名選任の件



- ・株主総会資料の電子提供措置が施行されておりますが、当社は書面交付請求の有無にかかわらず、一律に本招集ご通知を書面にてお送りしております。
- ・株主様におかれましては、インターネットまたは書面での議決権行使をご検討くださいますようお願い申し上げます。

お土産の配布はございません。
何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

株式会社 アサンテ



証券コード：6073

証券コード：6073
2023年6月2日
(電子提供措置の開始日2023年5月24日)

株 主 各 位

東京都新宿区新宿一丁目33番15号
株式会社 アサント
取締役社長 宮内 征

第50期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第50期定時株主総会を、下記の通り開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイト
に電子提供措置事項を掲載しております。

- ・ 当社ウェブサイト (<https://www.asante.co.jp/ir/library/meeting/>)



上記のほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証
ウェブサイトアクセスして、当社名または証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類
/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

- ・ 東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）
(<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>)



なお、当日ご出席されない場合は、インターネットまたは書面により事前の議決権を行使する
ことができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討のうえ、当社の指定する議決
権行使サイト(<https://evote.tr.mufg.jp/>)において賛否を入力されるか、同封の議決権行使書用
紙に賛否をご表示のうえご返送いただくか、**いずれかの方法により、2023年6月20日(火曜日)
午後5時までに到着するよう議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。**

敬 具

記

1. 日 時 2023年6月21日（水曜日）午前10時（受付開始 午前9時00分）

2. 場 所 東京都新宿区西新宿八丁目17番1号
ベルサール新宿グランド コンファレンスセンター 5階
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）

3. 会議の目的事項

報告事項

1. 第50期（自2022年4月1日 至2023年3月31日）
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第50期（自2022年4月1日 至2023年3月31日）計算書類報告の件

決議事項

- | | |
|-------|-------------|
| 第1号議案 | 剰余金の配当の件 |
| 第2号議案 | 取締役9名選任の件 |
| 第3号議案 | 監査役2名選任の件 |
| 第4号議案 | 補欠監査役1名選任の件 |

4. 招集にあたっての決定事項

- （1）インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合には、最後に行なわれたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- （2）議決権行使書面とインターネットで重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使内容を有効とさせていただきます。
- （3）株主総会にご出席いただけない場合、議決権を有する他の株主1名を代理人として株主総会にご出席いただくことができます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
- （4）議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

以 上

-
1. 当日のご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、本招集ご通知をご持参ください。
 2. 株主様へご送付している書面には、法令及び当社定款第14条に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトに掲載しておりますので、下記事項を記載しておりません。したがって、当該書面は監査報告を作成するに際し、会計監査人及び監査役が監査をした書類の一部であります。
 - ・事業報告の業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況
 - ・連結計算書類の連結株主資本等変動計算書及び連結注記表
 - ・計算書類の株主資本等変動計算書及び個別注記表
 3. 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。
 4. 本年より、当社株主総会の決議結果につきましては、書面による決議ご通知のご送付に代えて、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.asante.co.jp/ir/>）に掲載させていただきます。

議決権の行使についてのご案内

<議決権行使等についてのご案内>

議決権の行使には以下の方法がございます。

- 

1 インターネットによる
議決権行使の場合

行使期限 2023年6月20日（火曜日）午後5時まで

5頁をご参照ください
- 

2 議決権行使書を
郵送する場合

行使期限 2023年6月20日（火曜日）午後5時までに到着

各議案の賛否を
表示のうえ投函
(お早めにご投函ください)
- 

3 株主総会へ
出席する場合

株主総会開催日時 2023年6月21日（水曜日）午前10時（受付開始午前9時）

議決権行使書用紙を
会場受付へ提出

機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームによる議決権行使

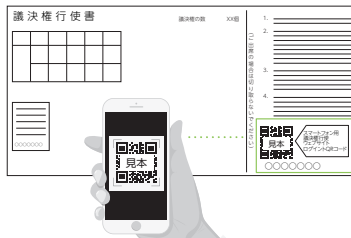
管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、株式会社東京証券取引所等により設立された合併会社 株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、5頁に記載のインターネットによる議決権行使以外に当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

ログインID及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 お手持ちのスマートフォン等にて、議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

ログインID・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID」・「仮パスワード」をご入力ください。

ログインID、
仮パスワードを入力し、

「ログイン」をクリック

- 3 仮パスワードによるログインの際には、自動的にパスワード変更お手続き画面になりますので、株主さま任意のパスワードに変更してください。

新しいパスワード
を入力し、

「送信」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主さまのご負担となります。

インターネットによる議決権行使について、
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

電話：0120-173-027

（受付時間 9：00～21：00、通話料無料）

1. 企業集団の現況に関する事項

1 事業の経過及びその成果

① 事業の状況

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響が徐々に緩和され、経済活動の正常化が進み、個人消費は緩やかに持ち直しました。しかし、資源価格の高騰や物価上昇等の影響により、景気的大幅な回復には至りませんでした。

当社グループの市場におきましては、住宅政策において、既存住宅の長寿命化とメンテナンスを重視する方針は変わらず、潜在需要は依然大きいと見ております。

このような状況下において、当社グループは中長期的に安定的・持続的な成長を実現するため、「収益力の向上」「優秀な人材の確保と育成」「エリア展開の促進」「コンプライアンスの徹底」「新型コロナウイルス感染症への対応」に取り組んでまいりました。

なお、「収益力の向上」につきましては、新聞折込、WEB広告等の販売促進を効率的に実施するとともに、サービスの拡充、業務効率の改善に取り組みました。また、CMや探知犬のテレビ出演等により、当社並びに白蟻防除の必要性を幅広くアピールしてまいりました。

「エリア展開の促進」につきましては、2022年4月1日付で高知県に四万十営業所を開設し、2022年10月3日付で岡山県に岡山営業所を開設しました。新規エリアとなる両県への進出を足掛かりとして、西日本エリアへの一層の拡大を図りました。

また、「新型コロナウイルス感染症への対応」につきましては、同感染症の影響を受けながらも、感染対策に十分な注意を払って事業活動に取り組んでまいりました。

以上の結果、売上高は、前期比441百万円増加（3.2%増）の14,141百万円となりました。

売上原価は、前期比131百万円増加（3.1%増）しました。その結果、売上総利益は同309百万円増加（3.3%増）の9,726百万円となり、売上総利益率は同0.0ポイント上昇して68.8%となりました。

販売費及び一般管理費は、前期比254百万円増加（3.1%増）しました。その結果、営業利益は同55百万円増加（4.2%増）の1,380百万円となり、営業利益率は同0.1ポイント上昇して9.8%となりました。

経常利益は前期比47百万円増加（3.5%増）の1,395百万円となりました。

親会社株主に帰属する当期純利益は、前連結会計年度において、のれんの減損損失275百万円を計上した影響もあり、前期比296百万円増加（51.2%増）の875百万円となりました。

② 対処すべき課題

当社グループを取り巻く環境につきましては、新型コロナウイルス感染症への社会の警戒感大幅に緩和され、当社事業に対する同感染症の影響は概ね解消されつつありますが、物価上昇に対する懸念や実質賃金の低下などによる個人消費者の節約意識の高まりや、人口減少や高齢化社会の進行に伴う労働力不足、労働市場の逼迫が予想されます。一方、住宅に関する国策においては、既存住宅の長寿命化とメンテナンスを重視する方針は変わらず、莫大な潜在需要規模もそのまま存在するものと見ております。加えて、新しい生活様式の定着による在宅時間の増加や、頻発・激甚化する自然災害への対応を背景として、住宅に関するお客様の意識にも変化が見られ、住宅の長寿命化やメンテナンスに対する意識の高まりは継続するものと予想されます。

このような環境におきまして、以下の5項目に対処すべき課題と認識して取り組んでおります。

(i) 営業推進基盤・体制の強化

当社グループは、既存木造住宅を主要サービスの対象としておりますので、業績拡大のためにはその対象先を増加させることが重要となります。そのため、J Aとの提携を基本とした既存エリアのさらなる深耕と新規エリアの開拓に取り組み、営業エリアの拡充を一層推し進めてまいります。また、企業提携先の開拓による販売ルートの拡大、効果的な販売促進による申込件数の増加、M&Aの活用等、多様な手段で営業推進基盤及び営業体制の強化を図ってまいります。

(ii) 生産性の向上

当社グループは持続的な成長に向け、売上高の拡大とともに利益率の向上を目指しております。そのため、営業面においては、営業力の強化に資するデジタル化、業務の合理化、省力化等に取り組んでまいります。また、施工面においては、労働生産性と安全性の向上に資する技術と手法の開発、施工体制の最適化等を推し進め、営業効率と施工効率を高め、生産性の向上を図ってまいります。

(iii) お客様視点に立ったサービスの拡充

住宅メンテナンス意識が高まり、お客様のニーズが多様化する中、当社グループはお客様の視点に立ち、木造住宅が抱える課題の解決に資する高付加価値でお客様に満足していただけるサービスの設計と拡販を推進してまいります。また、当社グループは多くの既存のお客様に年に1度のアフターサービス点検を実施しており、お客様の

期待に応える充実したアフターサービスの提供を通じたお客様満足度の向上に取り組んでまいります。

(iv) 人的資本の開発・活用

当社グループは、主要サービスに携わる営業から施工、アフターメンテナンスに至る業務のほとんどを自社従業員で行なっており、人材は最も重要な資本です。従って、人的資本の開発及び活用が重要な課題であると認識し、人材教育体制の拡充並びに職場環境の整備を推し進めてまいります。人材教育においては、スキル向上、マネジメント能力の開発等に向けた研修制度を充実させ、意欲溢れる優秀な人材の育成を図ってまいります。また、環境整備においては、従業員満足度の向上に資する多様性確保、就労環境の改善、人事制度の拡充等により、多様な人材が心身健康で活躍できる企業風土や職場環境づくりに取り組んでまいります。

(v) 事業活動を通じた社会課題解決への貢献

当社グループは、木造住宅の長寿命化と減災に寄与し、環境に配慮したサービスの拡充に取り組み、環境保護や災害時の人的被害抑制等の社会課題解決に貢献してまいります。また、当社グループでは業務における使用燃料や使用電力の抑制並びに再生可能エネルギーの活用等を推し進め、事業活動に伴うCO2排出量の削減に努めてまいります。

③ 設備投資の状況

該当事項はありません。

④ 資金調達の状況

該当事項はありません。

2 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	期 別	第47期 (2020年3月期)	第48期 (2021年3月期)	第49期 (2022年3月期)	第50期 (当連結会計年度) (2023年3月期)
売 上 高	(百万円)	—	13,872	13,699	14,141
営 業 利 益	(百万円)	—	1,602	1,324	1,380
経 常 利 益	(百万円)	—	1,703	1,348	1,395
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	(百万円)	—	1,063	579	875
1 株当たり当期純利益	(円)	—	89.52	52.82	79.74
総 資 産	(百万円)	—	14,429	14,073	14,457
純 資 産	(百万円)	—	11,666	11,558	11,731
1 株当たり純資産額	(円)	—	1,064.09	1,053.10	1,067.64

- (注) 1. 第48期連結会計年度より連結計算書類を作成しておりますので、第47期については記載しておりません。
2. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式数により、1株当たり純資産額は期末現在の発行済株式数によりそれぞれ算出し、表示単位未満は四捨五入しております。
3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第49期の期首から適用しており、第49期以降の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	期 別	第47期 (2020年3月期)	第48期 (2021年3月期)	第49期 (2022年3月期)	第50期 (当事業年度) (2023年3月期)
売 上 高 (百万円)		14,432	13,154	12,841	13,267
営 業 利 益 (百万円)		2,239	1,674	1,376	1,368
経 常 利 益 (百万円)		2,380	1,773	1,401	1,381
当 期 純 利 益 (百万円)		1,580	1,152	602	878
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)		128.06	96.99	54.97	79.96
総 資 産 (百万円)		16,569	14,209	14,048	14,438
純 資 産 (百万円)		13,417	11,784	11,737	11,954
1 株 当 た り 純 資 産 額 (円)		1,087.20	1,074.90	1,069.47	1,088.00

(注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式数により、1株当たり純資産額は期末現在の発行済株式数によりそれぞれ算出し、表示単位未満は四捨五入しております。

2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第49期の期首から適用しており、第49期以降の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

3 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 出 資 比 率	主 な 事 業 内 容
株式会社ハートフルホーム	15百万円	100%	建築・リフォーム事業

③ 当事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

4 主要な事業内容（2023年3月31日現在）

当社グループは、既存木造家屋を対象とした「白蟻防除」、「湿気対策」、「地震対策」の各種施工を主力サービスとしております。また、その他のサービスとして、住宅リフォーム、断熱施工、ゴキブリ・ネズミ等の害虫・害獣防除等を行っております。

5 主要な営業所及び工場（2023年3月31日現在）

① 当社

本 社	東京都新宿区
主 な 支 店 ・ 営 業 所	東北・福島支店（福島県郡山市）、新潟支店（新潟県新潟市）、 北関東支店（群馬県高崎市）、長野支店（長野県長野市）、 東関東支店（千葉県千葉市）、東京支店（東京都新宿区）、 神奈川支店（神奈川県横浜市）、静岡支店（静岡県静岡市）、 中京支店（愛知県名古屋市）、近畿支店（京都府京都市）、 和歌山支店（和歌山県和歌山市）、阪神営業所（兵庫県尼崎市）、 岡山営業所（岡山県岡山市）、南予営業所（愛媛県西予市）、 四万十営業所（高知県四万十市）
工 場	伊万里工場（佐賀県伊万里市）
研 修 セ ン タ ー	三ヶ日総合研修センター（静岡県浜松市） 猪苗代総合研修センター（福島県耶麻郡猪苗代町）

（注）2023年4月1日付で広島営業所（広島県広島市）を開設いたしました。

② 子会社

株 式 会 社 ハ ー ト フ ル ホ ー ム	北海道札幌市
-------------------------	--------

6 従業員の状況 (2023年3月31日現在)

① 企業集団の従業員数

従業員数	前連結会計年度末比増減
1,037名	9名減

② 当社の従業員数

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,001名	15名減	40.2歳	11.7年

(注) 従業員数には、受入出向者 (1名)、嘱託 (48名) 及び契約社員 (45名) を含み、派遣出向者 (3名) は含まれておりません。

7 主要な借入先 (2023年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三菱UFJ銀行	202百万円

8 その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（2023年3月31日現在）

1	発行可能株式総数	42,000,000株
2	発行済株式の総数	12,348,500株（自己株式1,360,495株を含む）
3	株 主 数	44,101名
4	大 株 主	

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 ム ネ マ サ	1,250,000株	11.38%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	833,700株	7.59%
宗 政 ヨ シ	821,963株	7.48%
ア サ ン テ 従 業 員 持 株 会	360,375株	3.28%
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	322,200株	2.93%
渋 谷 健 一	260,000株	2.37%
GOLDMAN, SACHS & CO. REG	245,300株	2.23%
NHGGP JAPAN OPPORTUNITIES FUND, L. P.	243,400株	2.22%
BNYMSANV AS AGENT/CLIENTS LUX UCITS NON TREATY 1	231,100株	2.10%
宗 政 英 傑	185,131株	1.68%

（注）当社は、自己株式1,360,495株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

5 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次の通りです。

対 象 者	当社取締役（社外取締役を除く。以下、対象取締役）
株 式 報 酬 枠	年額60百万円以内
各取締役に対する株式報酬額	取締役会決議により毎年設定
割当てる株式の種類 及び割当の方法	当社普通株式（譲渡制限付株式）を株式発行または自己株式の処分の方法による
割当てる株式の総数	年30,000株以内
払 込 金 額	各取締役会決議日の前営業日における株式会社東京証券取引所の当社普通株式の終値を基礎として、対象取締役に特に有利とならない金額の範囲で取締役会において決定
譲 渡 制 限 期 間	割当を受けた日から30年間
譲 渡 制 限 の 解 除 条 件	譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除 ただし、任期満了、死亡その他正当な理由により退任した場合は、譲渡制限の解除を必要に応じて合理的に調整
当社による無償取得	譲渡制限期間中に、対象取締役に取締役会が定める事由に該当する場合やその他これに準じる非違行為があった場合には、当社は、本割当株式を無償で取得できる

取締役、その他の役員に交付した株式の区分別合計

役員区分	株式数	交付対象者数
取 締 役（社 外 取 締 役 を 除 く）	12,700株	5名
社 外 取 締 役	－株	－名
監 査 役	－株	－名

6 その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

1 取締役及び監査役の氏名等（2023年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	宮 内 征	
専務取締役	飯 柴 正 美	
取 締 役	西 山 敦	コンプライアンス本部長
取 締 役	中 尾 能 之	管理本部長兼経営企画部長
取 締 役	石 上 祥 光	営業本部長 株式会社ハートフルホーム取締役
取 締 役	堂 垣 内 重 晴	ディービーエックス株式会社社外取締役 株式会社たち吉代表取締役専務
取 締 役	名 取 俊 也	ITN法律事務所弁護士 飛島建設株式会社社外監査役 Jトラスト株式会社社外取締役
取 締 役	田 中 道 昭	株式会社日本ストラテジック・ファイナンス総合研究所代表取締役社長 株式会社マーキングポイント代表取締役社長 立教大学大学院ビジネスデザイン研究科教授
常 勤 監 査 役	犬 飼 由 喜 夫	
監 査 役	櫛 田 泰 彦	櫛田泰彦法律事務所代表者（弁護士）
監 査 役	黒 澤 誠 一	黒澤公認会計士事務所代表者（公認会計士）
監 査 役	高 野 慎 一	株式会社ツクルバ監査役 株式会社aima取締役

- (注) 1. 取締役堂垣内重晴、名取俊也、田中道昭の3氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役犬飼由喜夫、櫛田泰彦、黒澤誠一、高野慎一の4氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 監査役犬飼由喜夫氏は、前職において経理関連業務における責任者の経験を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査役黒澤誠一氏は、長年にわたり公認会計士としての勤務経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 取締役堂垣内重晴、取締役名取俊也、取締役田中道昭、監査役犬飼由喜夫、監査役櫛田泰彦、監査役黒澤誠一及び監査役高野慎一の7氏は、株式会社東京証券取引所に定める独立役員であります。

6. 専務取締役飯柴正美氏は、2022年5月18日付で株式会社ハートフルホームの取締役を任期満了により退任いたしました。また、同日付で取締役石上祥光氏は、株式会社ハートフルホームの取締役に就任いたしました。
7. 取締役名取俊也氏は、株式会社ミライノバートの社外取締役でありましたが、同社が消滅会社となる吸収合併に伴い、2023年2月1日付でJトラスト株式会社社外取締役に就任いたしました。
8. 当事業年度中に次の通り取締役の地位及び担当の異動がありました。

異動日	氏名	新役職名	旧役職名
2023年2月1日	飯柴正美	専務取締役	専務取締役管理本部長
	中尾能之	取締役管理本部長兼 経営企画部長	取締役管理本部副本部長兼 経営企画部長

2 責任限定契約の概要

当社は、社外取締役及び社外監査役全員との間で、会社法第423条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任限度額は同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

3 役員等賠償責任保険契約の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び子会社の全ての取締役、監査役及び取締役会決議により会社法上の重要な使用人として選任された管理職従業員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により保険期間中に被保険者に対して提訴された損害賠償請求にかかる訴訟費用及び損害賠償金等が填補されることとなります。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者が私的な利益または便宜の供与を違法に得たことや犯罪行為に起因する損害等については補填の対象としないなど、一定の免責事由があります。

4 取締役及び監査役の報酬等の額

① 報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、決定方針という）を定めており、その概要は、株主総会で決議された報酬限度額内において、諸規程に基づき、世間水準、過去の実績、業績の動向及び経営内容を勘案し、役職やそれぞれの果たすべき役割・責任等に応じ決定することとしております。

報酬等の種類は、固定報酬である基本報酬、業績連動報酬である賞与、非金銭報酬である譲渡制限付株式報酬によって構成（ただし、社外取締役の報酬は固定報酬のみ）され、報酬の種類ごとの比率の目安は、基本報酬：業績連動報酬等：非金銭報酬等＝12：4：2（業績連動報酬の指標「営業利益」が目標を100％達成の場合）としております。

また、決定方針の決定方法は、社外取締役を主要な構成員とする任意の指名・報酬諮問委員会が原案を審議のうえで取締役会に答申し、当該答申を受けて取締役会において決定することとしており、取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、この手続きを経ることで決定方針に沿うものであると判断しております。

監査役の報酬は、経営に対する独立性、客観性を重視する視点から固定報酬である基本報酬のみで構成され、各監査役の報酬額は、監査役の協議によって決定しております。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2010年6月25日開催の第37期定時株主総会において、年額300百万円以内（ただし、賞与を含み使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は5名です。また、当該金銭報酬とは別枠で、2020年6月19日開催の第47期定時株主総会において、株式報酬の額を年額60百万円以内、株式数の上限を年30,000株以内（社外取締役は付与対象外）と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は5名です。

監査役の金銭報酬の額は2010年6月25日開催の第37期定時株主総会において、年額50百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社においては、個人別の報酬額については、社外取締役を主要な構成員とする任意の指名・報酬諮問委員会が原案を審議のうえで取締役会に答申し、当該答申を受けて取締役会において決定することとしております。ただし、取締役会が各取締役への配分を代表取締役社長に決定を一任したときは、代表取締役社長宮内征がこれを決定することとしております。

その権限の内容は、基本報酬並びに賞与の各取締役への配分であり、これらの権限を委任する理由は、各取締役の職務等を評価し決定するには最適であると判断したためであります。

取締役会が代表取締役社長に決定を一任した時は、代表取締役社長は当該権限を指名・報酬諮問委員会の答申を踏まえて決定することとしており、当該手続きを経て取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

④ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	189 (24)	126 (24)	37 (-)	26 (-)	8 (3)
監査役 (うち社外監査役)	42 (42)	42 (42)	- (-)	- (-)	4 (4)
合計 (うち社外役員)	232 (67)	168 (67)	37 (-)	26 (-)	12 (7)

(注) 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

⑤ 業績連動報酬等に関する事項

業績連動報酬等として取締役に対して賞与を支給しております。

業績連動報酬等の額の算定の基礎として選定した業績指標の内容は、各事業年度の当社グループの営業利益であり、また、当該業績指標を選定した理由は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、当社グループの事業内容に照らし本業業績を端的に示すためであります。

業績連動報酬等の額の算定方法は、営業利益の目標達成率のほか、従業員賞与とのバランスや株主還元等も加味して算出しております。

当事業年度の当社グループの営業利益は1,380百万円でした。

⑥ 非金銭報酬等の内容

中長期的な企業価値向上との連動性及び株主との一層の価値共有を進めるため、非金銭報酬として取締役に対して譲渡制限を付した株式報酬を交付しております。

当該株式報酬の内容及びその交付状況は2. 会社の株式に関する事項に記載の通りです。

5 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

氏名 (地位)	他の法人等との関係
堂垣内重晴 (社外取締役)	ディーブイエックス株式会社の社外取締役であります。同社と当社との取引はありません。 株式会社たち吉の代表取締役専務であります。同社と当社との取引はありません。
名取俊也 (社外取締役)	ITN法律事務所の弁護士であります。同事務所と当社との取引はありません。 飛鳥建設株式会社の社外監査役であります。同社と当社との取引はありません。 Jトラスト株式会社の社外取締役であります。同社と当社との取引はありません。
田中道昭 (社外取締役)	株式会社日本ストラテジック・ファイナンス総合研究所の代表取締役社長であります。同社と当社との取引はありません。 株式会社マーキングポイントの代表取締役社長であります。同社と当社との取引はありません。 立教大学大学院ビジネスデザイン研究科の教授であります。同大学と当社との取引はありません。
犬飼由喜夫 (社外監査役)	該当事項はありません。
櫛田泰彦 (社外監査役)	櫛田泰彦法律事務所の代表者であります。同事務所と当社との取引はありません。
黒澤誠一 (社外監査役)	黒澤公認会計士事務所の代表者であります。同事務所と当社との取引はありません。
高野慎一 (社外監査役)	株式会社ツクルバの監査役であります。同社と当社との取引はありません。 株式会社aimaの取締役であります。同社と当社との取引はありません。

② 主要取引先等特定関係事業者との関係 該当事項はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

氏名 (地位)	出席状況	主な活動状況
堂垣内重晴 (社外取締役)	取締役会 18回中18回	企業経営に関する豊富な経験と営業面における幅広い知見から経営全般にわたって適宜発言を行なっております。 また、取締役、監査役の指名並びに取締役の報酬等に関する決定プロセスの客観性及び透明性の確保等を目的として設置している指名・報酬諮問委員会の委員長を務めております。 このほかに、監査役との意見交換会等に出席するなど、客観的な立場で当社の経営の監督を行なう役割を果たしていただいております。
名取俊也 (社外取締役)	取締役会 18回中17回	検事及び弁護士として豊富な経験と専門的な知識から経営全般にわたって適宜発言を行なっております。 また、指名・報酬諮問委員会の委員を務めております。 このほかに、監査役との意見交換会等に出席するなど、客観的な立場で当社の経営の監督を行なう役割を果たしていただいております。
田中道昭 (社外取締役)	取締役会 18回中17回	経営に関する豊富な経験と専門的な知識から経営全般にわたって適宜発言を行なっております。 また、指名・報酬諮問委員会の委員を務めております。 このほかに、監査役との意見交換会等に出席するなど、客観的な立場で当社の経営の監督を行なう役割を果たしていただいております。
犬飼由喜夫 (社外監査役)	取締役会 18回中18回 監査役会 13回中13回	取締役会では、事業会社における豊富な経験・見地から適宜発言を行なっております。 監査役会では、監査計画に基づく監査実施状況を報告するとともに、監査方針等に関して意見交換をしております。 また、指名・報酬諮問委員会の委員を務めております。 このほかに、取締役等との意見交換会等に出席するなど、当社の経営の監査を行なっております。
櫛田泰彦 (社外監査役)	取締役会 18回中18回 監査役会 13回中13回	取締役会では、主に弁護士として専門的見地からの発言を行なっております。 また、監査役会では、監査状況の報告を受けるとともに、監査方針に関して意見交換をしております。 このほかに、取締役等との意見交換会等に出席するなど、当社の経営の監査を行なっております。

氏 名 (地位)	出席状況	主 な 活 動 状 況
黒 澤 誠 一 (社外監査役)	取締役会 18回中18回 監査役会 13回中13回	取締役会では、主に公認会計士として培った豊富な経験・見地から適宜発言を行なっております。 また、監査役会では、監査状況の報告を受けるとともに、監査方針に関して意見交換をしております。 このほかに、取締役等との意見交換会等に出席するなど、当社の経営の監査を行なっております。
高 野 慎 一 (社外監査役)	取締役会 18回中17回 監査役会 13回中12回	取締役会では、企業経営に携わった豊富な経験と、幅広い見識から適宜発言を行なっております。 また、監査役会では、監査状況の報告を受けるとともに、監査方針に関して意見交換をしております。 このほかに、取締役等との意見交換会等に出席するなど、当社の経営の監査を行なっております。

5. 会計監査人の状況

1 会計監査人の名称 E Y新日本有限責任監査法人

2 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- | | |
|-----------------------------------|----------|
| ① 公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額 | 25,766千円 |
| ② 公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額 | －千円 |
| ③ 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 25,766千円 |

(注) 1. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由

監査役会は、社内関係部署及び会計監査人より必要な資料を入手し、会計監査人の監査計画、監査の実施状況及び報酬の見積りの算出根拠等を精査した結果、当該報酬は妥当であると判断したため、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行なっております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記の金額はこれらの合計額を記載しております。

3 非監査業務の内容

該当事項はありません。

4 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、会計監査人の解任または不再任を株主総会の議案の目的とする場合には、会計監査人による監査の品質、監査の効率性、監査実績、独立性、監査の実施体制及び監査能力等を総合的に判断のうえ、監査役の全員の同意によって行ないます。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

1 業務の適正を確保するための体制

当社は、2006年5月18日開催の取締役会において、「内部統制システム構築に関する基本方針」を決議し、その後2023年1月24日開催の取締役会において下記の通り変更いたしました。

- (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (i) 法令等の遵守を徹底するため、コンプライアンス規程に基づき、コンプライアンス担当取締役を任命し、コンプライアンスの維持・強化を図る。その徹底を図るため、コンプライアンス推進部は全社のコンプライアンスの取り組みを横断的に統括し、内部監査室はコンプライアンスの状況を監査する。また、法令等に違反する行為を発見した場合の報告体制として、内部通報制度を適用し、コンプライアンス推進部、顧問弁護士事務所及び顧問社会保険労務士事務所に通報窓口を設置・運営し、通報者等に対して解雇その他のいかなる不利益な取り扱いを行なわないものとする。
 - (ii) 万一コンプライアンスに関連する事態が発生した場合には、コンプライアンス担当取締役を通じて、その内容・対処案を取締役会及び監査役または監査役会に報告する。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - (i) 取締役の職務の執行に係る文書の保存及び管理に関する事項は、文書管理規程に従うものとし、監査役が求めたときは、担当取締役もしくは所管部門長は、いつでも文書の閲覧及び謄写に供するものとする。
 - (ii) 情報システムを安全に利用及び活用するため、適切な維持管理・運用を行なう。
 - (iii) 万一情報システムに関連して問題が生じた場合には、システム部は速やかに、その内容・対処案を取締役会に報告する。
 - (iv) 内部監査室は、情報システムの管理状況について監査を実施するものとする。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (i) リスク管理規程に基づき、リスク管理担当取締役を任命し、適切なリスク対応を図る。そのため、担当取締役を委員長とするリスク管理委員会を設置し、その下に、経営企画部を核として、事務局を設置し、組織横断的リスク状況の監視並びに全社的対応を行なう。
 - (ii) 各部門の所管業務に付随するリスク管理は当該部門が行なうものとし、事務局へ定期的リスク管理状況を報告し、連携を図るものとする。

-
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制
- (i) 当社は、原則として毎月1回「定例取締役会」を開催するほか、必要に応じて「臨時取締役会」を開催し、経営及び業務執行に関する重要事項を決定するとともに、取締役の業務執行状況の報告を受け、その監督等を行なっている。
 - (ii) 経営計画のマネジメントについては、経営方針を機軸に取締役会において毎年策定される年度事業計画及び中期経営計画に基づき、各部門において目標達成のために活動することとする。
 - (iii) 日常の職務遂行に際しては、職務分掌規程及び職務権限規程に基づき権限の委譲が行なわれ、各責任者が意思決定ルールに則り業務を遂行するとともに、稟議制度による意思決定プロセスの簡素化により、意思決定の迅速化を図る。
- (5) 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- 総務部を子会社管理の担当部門とし、関係会社管理規程に基づき子会社の状況に応じて必要な管理を行なうとともに、子会社においてもコンプライアンス規程に定める事項が適切に運営されるよう指導・監督するものとし、内部通報制度を適用するものとする。
- (6) 監査役がその職務の補助をすべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制
- 監査役は、総務部及び内部監査室に対してその職務の補助をすべき使用人を置くことを求めることができるものとし、当該使用人に監査業務に必要な事項を命令することができるものとする。
- (7) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- 監査役より監査業務に必要な命令を受けた使用人は、その命令に関して、取締役等の指揮命令を受けないものとし、当該使用人の人事異動、人事評価、懲戒は監査役会の意見を尊重した上で行なうものとする。
- (8) 当社及び子会社の取締役及び使用人等が監査役または監査役会に報告をするための体制、報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
- 当社及び子会社の取締役及び使用人等は、会社に重大な損失を与える事項が発生また

は発生するおそれがあるとき、違法または不正な行為を発見したとき、その他監査役会が報告すべきものと定めた事項が生じたときは、監査役または監査役会に報告するものとし、報告したことを理由として、解雇その他いかなる不利益な取り扱いを行なわないものとする。

(9) 監査費用の前払いまたは償還の手続きその他の監査費用等の処理に係る方針に関する事項

監査役が必要と認めるときは、公認会計士、弁護士その他外部専門家に相談することができる。その費用については会社が負担するものとし、速やかに監査費用の前払いまたは償還の手続きに応じるものとする。

(10) その他監査役が監査が実効的に行なわれることを確保するための体制

内部監査部門との連携を図り、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図るとともに、監査役は重要な会議等に出席することができるものとする。

(11) 財務報告に係る内部統制に関する整備状況

財務報告に係る内部統制の構築については、経理部を担当部門とし、財務報告の適正性を確保するため、全社的な管理、運用体制の構築を図る。

(12) 反社会的勢力の排除に向けた基本方針及び整備状況

(i) 反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断する。そのため、反社会的勢力対応マニュアルに基づき、会社全体として組織的に対応を行なうものとする。

(ii) コンプライアンス推進部を反社会的勢力対応の担当部門とし、各部門間の報告・連絡体制を確立するとともに、各関係機関（警察、特防連等）との連携体制を構築し、反社会的勢力の排除に努める。

2 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、コンプライアンス担当取締役を任命のうえ、役員、従業員を対象にコンプライアンス研修を実施しております。また、内部通報窓口や従業員との面談等を通じて、コンプライアンスに関する問題の実態把握に努め、継続的な改善を図るとともに、問題点の内容及びその対処案を速やかに取締役会及び監査役会に報告しております。なお、通報者等に対して不利益な取り扱いは行なっておりません。さらに、内部監査室は、社

内規程の遵守状況やコンプライアンスの状況を監査し、内部監査の結果を取締役社長に報告しております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役会の資料、議事録その他職務の執行に係る文書は、セキュリティが確保された場所で適正に保管しており、監査役が求めた時はいつでも文書の閲覧及び謄写に応じております。また、システム部では情報システムの適切な維持管理及び運用に努めるとともに、問題があれば速やかに対処案等を取締役会に報告しております。さらに、内部監査室は、情報システムの管理状況を監査し、その結果を取締役社長に報告しております。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、リスク管理担当取締役を任命し、事務局を設置のうえ毎月各部門はリスク管理の状況を報告しております。また、リスク問題が顕在化した際には、速やかにリスク管理委員会を招集のうえリスク対応を協議し、その内容や対応策を取締役会に報告しております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制

当社は、各部門が取締役会で決議された年度事業計画及び中期経営計画に基づいて目標達成のために業務活動を行っており、取締役会において取締役の職務執行状況を定期的に監督しております。また、各部門の業務内容や必要性に応じて、適正に職務権限を委譲するとともに、稟議制度を整備し意思決定のプロセスやルールを可視化・明確化することで、継続的な改善を図り意思決定の迅速化を図っております。

(5) 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、社内規程に基づき子会社の各議事録や規程類の整備など必要な管理を行っております。また、子会社に対してもコンプライアンス研修を実施するなど、必要な指導・監督を行ない、継続的な改善を図るとともに、内部通報制度等の周知徹底に努めております。

(6) 監査役がその職務の補助をすべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制

当社は、総務部及び内部監査室に監査役を補助すべき担当者を設置のうえ、その担当者が、それぞれ監査役の命令に従って業務を遂行しております。

-
- (7) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
取締役等は、補助使用人が監査役から受けた命令に相反するような指揮命令は行っておりません。
- (8) 当社及び子会社の取締役及び使用人等が監査役または監査役会に報告をするための体制、報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
監査役または監査役会は、監査役会による本社部門長面談や重要書類の閲覧等で報告を受ける体制となっております。また、取締役及び使用人等がこの報告によって解雇その他不利益な取り扱いを受けるようなことは行っておりません。
- (9) 監査費用の前払いまたは償還の手続きその他の監査費用等の処理に係る方針に関する事項
当社は、監査役職務執行に要した費用については、費用の多寡にかかわらず、速やかに償還しております。
- (10) その他監査役の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制
当社は、内部監査室を監査役室に隣接して配置し、日頃より緊密な連携や監査業務の補助が行なえる体制を築いております。また、監査役会は、取締役等との間で積極的な意見交換を行っております。
- (11) 財務報告に係る内部統制に関する整備状況
当社は、担当取締役が財務報告に係る内部統制の計画及びスケジュールを決定のうえ、経理部が全社的な方針や手続きを社内に示し、適正な管理及び運用体制を構築しております。
- (12) 反社会的勢力の排除に向けた基本方針及び整備状況
当社は、社内規程に基づき取引先を対象とした反社会性判断を実施し、各部門間で緊密な報告・連絡体制を構築のうえ、組織的に反社会的勢力とは一切の関係を遮断しております。さらに、各地域の警察署訪問や特殊暴力防止対策連合会等への加入を通じて、各関係機関との連携体制の構築、反社会的勢力の排除に努めております。

本事業報告に記載の金額及び株式数は、注記した事項を除き表示単位未満を切り捨てております。
また、比率は表示単位未満を四捨五入しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2023年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	8,830,640	流動負債	2,196,950
現金及び預金	6,657,591	買掛金	335,038
売掛金	1,656,368	1年内返済予定の長期借入金	197,605
製品	67,502	未払法人税等	338,095
仕掛品	13,752	賞与引当金	292,413
原材料及び貯蔵品	230,103	その他	1,033,798
その他	206,489	固定負債	529,440
貸倒引当金	△1,168	長期借入金	226,818
固定資産	5,626,943	退職給付に係る負債	71,702
有形固定資産	4,450,876	その他	230,919
建物	1,357,836	負債合計	2,726,391
構築物	33,685	(純資産の部)	
機械及び装置	6,469	株主資本	11,819,520
車両運搬具	4,274	資本金	1,161,195
工具、器具及び備品	34,887	資本剰余金	863,941
土地	2,981,584	利益剰余金	11,812,857
リース資産	32,137	自己株式	△2,018,473
無形固定資産	125,110	その他の包括利益累計額	△88,328
のれん	83,462	その他有価証券評価差額金	652
その他	41,648	退職給付に係る調整累計額	△88,980
投資その他の資産	1,050,956	純資産合計	11,731,192
投資有価証券	521,474		
繰延税金資産	244,115		
その他	292,416		
貸倒引当金	△7,050		
資産合計	14,457,583	負債及び純資産合計	14,457,583

連結損益計算書 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		14,141,393
売上原価		4,414,631
売上総利益		9,726,761
販売費及び一般管理費		8,346,509
営業利益		1,380,252
営業外収益		
受取利息及び配当金	88	
有価証券利息	1,182	
その他	33,507	34,778
営業外費用		
支払利息	5,392	
その他	13,758	19,151
経常利益		1,395,879
特別損失		
減損損失	4,898	4,898
税金等調整前当期純利益		1,390,980
法人税、住民税及び事業税	532,351	
法人税等調整額	△17,189	515,161
当期純利益		875,818
親会社株主に帰属する当期純利益		875,818

連結株主資本等変動計算書 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
2022年4月1日残高	1,161,195	863,243	11,617,901	△2,037,256	11,605,082
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△680,862		△680,862
親会社株主に帰属する 当期純利益			875,818		875,818
自己株式の処分		698		18,783	19,481
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	698	194,956	18,783	214,437
2023年3月31日残高	1,161,195	863,941	11,812,857	△2,018,473	11,819,520

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計	
2022年4月1日残高	278	△47,244	△46,966	11,558,116
連結会計年度中の変動額				
剰余金の配当				△680,862
親会社株主に帰属する 当期純利益				875,818
自己株式の処分				19,481
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	373	△41,735	△41,361	△41,361
連結会計年度中の変動額合計	373	△41,735	△41,361	173,076
2023年3月31日残高	652	△88,980	△88,328	11,731,192

連結注記表

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結子会社の数 1社
連結子会社の名称 株式会社ハートフルホーム
- (2) 非連結子会社の数 1社
非連結子会社の名称 株式会社ヒューマン・グリーンサービス
(連結の範囲から除いた理由)
株式会社ヒューマン・グリーンサービスは小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法を適用した非連結子会社
該当事項はありません。
- (2) 持分法を適用しない非連結子会社の名称
株式会社ヒューマン・グリーンサービス
(持分法を適用しない理由)
株式会社ヒューマン・グリーンサービスは、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等から見て、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 会計方針に関する事項

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
- ① 子会社株式及び関連会社株式……移動平均法による原価法によっております。
(持分法を適用しない非連結子会社)
- ② その他有価証券
市場価格のない株式等以外のもの……時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算出しております。)
- 市場価格のない株式等……移動平均法による原価法によっております。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- ① 製品、原材料……………移動平均法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法）によっております。
- ② 仕掛品……………個別法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法）によっております。
- ③ 貯蔵品……………最終仕入原価法（収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法）によっております。

(3) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産
(リース資産を除く)……………定率法によっております。
ただし、1998年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。
なお、主な耐用年数は以下の通りであります。
建物 5～65年
構築物 10～30年
- ② 無形固定資産
(リース資産を除く)……………定額法によっております。
ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
- ③ リース資産……………所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零（残価保証の取り決めがある場合は残価保証額）とする定額法によっております。

(4) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金……………期末現在に有する債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金……………従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

(5) 退職給付に係る会計処理の方法

- ① 退職給付見込額の期間帰属方法……………退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。
- ② 数理計算上の差異の費用処理方法……………数理計算上の差異については、その発生時の翌連結会計年度から1年で費用処理することとしております。

(6) 収益及び費用の計上基準

当社グループは、既存木造家屋を対象とした「白蟻防除」、「湿気対策」、「地震対策」の各種施工を主力サービスとしております。また、その他のサービスとして、住宅リフォーム、ゴキブリ・ネズミ等の害虫・害獣防除等を行なっております。これらの約束した財またはサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財またはサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

(7) のれんの償却方法及び償却期間

7年間の定額法により償却しております。

(8) 記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

① 担保提供資産

種 類	期 末 帳 簿 価 額
建 物	221,404千円
土 地	2,171,146千円
計	2,392,551千円

② 上記に対応する債務

内 容	期 末 残 高
1 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金	125,904千円
長 期 借 入 金	138,318千円
計	264,222千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 2,818,271千円

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の数 12,348,500株

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基 準 日	効力発生日
2022年6月21日 定時株主総会	普通株式	340,234千円	31円	2022年3月31日	2022年6月22日
2022年11月8日 取締役会	普通株式	340,628千円	31円	2022年9月30日	2022年12月1日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの
次の通り決議を予定しております。

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり 配当額	基 準 日	効力発生日
2023年6月21日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	340,628千円	31円	2023年3月31日	2023年6月22日

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

資金運用については短期的な預金及び安全性の高い金融資産に限定し、必要な資金については銀行等金融機関からの借入により調達しております。

売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信限度管理規程に沿ってリスクの低減を図っております。

投資有価証券は主に債券であり、四半期ごとに時価の把握を行なっております。

借入金の用途は運転資金であり、流動性リスクを抑制するため、適時に資金繰計画を作成・更新することにより管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2023年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません（(注)を参照ください。）。また、「現金及び預金」「売掛金」については、現金であること、預金及び売掛金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから記載を省略しております。

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 投資有価証券			
その他有価証券	500,940千円	500,940千円	－千円
(2) 長期借入金 (*1、*2)	(424,423千円)	(424,614千円)	191千円

(*1) 長期借入金は、1年内返済予定の長期借入金を含んだ金額で表示しております。

(*2) 負債に計上されているものについては、() で示しております。

(注) 市場価格のない株式等

区 分	連結貸借対照表計上額
関係会社株式 (子会社株式)	20,534千円

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

当連結会計年度（2023年3月31日）

区分	時 価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
社債	－千円	500,940千円	－千円	500,940千円

② 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当連結会計年度（2023年3月31日）

区分	時 価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	－千円	424,614千円	－千円	424,614千円

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

当社が保有する社債は市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

元利金の合計額を同様の新規借入を行なった場合に想定される利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

7. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

区分	合計
白蟻防除	5,981,787千円
湿気対策	2,884,003千円
地震対策	3,614,404千円
その他	1,661,198千円
顧客との契約から生じる収益	14,141,393千円
外部顧客への売上高	14,141,393千円

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

当社グループは、既存木造家屋を対象とした「白蟻防除」、「湿気対策」、「地震対策」の各種施工を主力サービスとしております。また、その他のサービスとして、住宅リフォーム、ゴキブリ・ネズミ等の害虫・害獣防除等を行っております。これらの約束した財またはサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財またはサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

(3) 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

区分	合計
顧客との契約から生じた債権（期首残高） 売掛金	1,660,004千円
顧客との契約から生じた債権（期末残高） 売掛金	1,656,368千円
契約負債（期首残高） 前受金（その他流動負債）	4,449千円
契約負債（期末残高） 前受金（その他流動負債）	4,544千円

(注) 契約負債の増減は、前受金の受取り（増加）と収益認識（減少）により生じたものであります。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、当初の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

8. 1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額

1,067円64銭

1 株当たり当期純利益

79円74銭

計算書類

貸借対照表 (2023年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	8,524,029	流動負債	2,049,441
現金及び預金	6,388,034	買掛金	304,492
売掛金	1,628,268	1年内返済予定の長期借入金	148,201
製品	67,502	リース債務	5,108
仕掛品	6,826	未払金	390,687
原材料及び貯蔵品	229,772	未払費用	376,602
前払費用	185,438	未払法人税等	326,773
その他	19,162	未払消費税等	88,648
貸倒引当金	△976	前受金	4,544
固定資産	5,914,064	預り金	111,969
有形固定資産	4,378,566	賞与引当金	292,413
建物	1,338,187	固定負債	433,698
構築物	33,685	長期借入金	214,500
機械及び装置	6,469	リース債務	8,661
工具、器具及び備品	34,824	資産除去債務	106,559
土地	2,952,605	その他	103,977
リース資産	12,793	負債合計	2,483,139
無形固定資産	41,648	(純資産の部)	
ソフトウェア	27,222	株主資本	11,954,301
その他	14,426	資本金	1,161,195
投資その他の資産	1,493,849	資本剰余金	863,941
投資有価証券	500,940	資本準備金	861,195
関係会社株式	319,913	その他資本剰余金	2,746
破産更生債権等	7,631	利益剰余金	11,947,638
長期前払費用	85,060	利益準備金	40,590
前払年金費用	56,547	その他利益剰余金	11,907,048
繰延税金資産	334,798	別途積立金	1,880,000
その他	196,007	繰越利益剰余金	10,027,048
貸倒引当金	△7,050	自己株式	△2,018,473
		評価・換算差額等	652
		その他有価証券評価差額金	652
資産合計	14,438,093	純資産合計	11,954,953
		負債及び純資産合計	14,438,093

損益計算書 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		13,267,151
売上原価		3,948,828
売上総利益		9,318,322
販売費及び一般管理費		7,950,039
営業利益		1,368,283
営業外収益		
受取利息及び配当金	86	
有価証券利息	1,182	
その他	30,804	32,073
営業外費用		
支払利息	5,054	
その他	13,758	18,813
経常利益		1,381,543
特別損失		
減損損失	4,898	4,898
税引前当期純利益		1,376,644
法人税、住民税及び事業税	521,028	
法人税等調整額	△22,571	498,457
当期純利益		878,186

株主資本等変動計算書 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本							
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計
					別途積立金	繰越利益剰余金		
2022年4月1日残高	1,161,195	861,195	2,048	863,243	40,590	1,880,000	9,829,724	11,750,314
事業年度中の変動額								
剰余金の配当							△680,862	△680,862
当期純利益							878,186	878,186
自己株式の処分			698	698				
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)								
事業年度中の変動額合計	—	—	698	698	—	—	197,324	197,324
2023年3月31日残高	1,161,195	861,195	2,746	863,941	40,590	1,880,000	10,027,048	11,947,638

	株 主 資 本		評価・換算差額等		純資産合計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額	そ の 他 有 価 証 券 金	
2022年4月1日残高	△2,037,256	11,737,495		278	11,737,774
事業年度中の変動額					
剰余金の配当				△680,862	△680,862
当期純利益				878,186	878,186
自己株式の処分	18,783	19,481			19,481
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)				373	373
事業年度中の変動額合計	18,783	216,805		373	217,179
2023年3月31日残高	△2,018,473	11,954,301		652	11,954,953

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式及び関連会社株式……………移動平均法による原価法によっております。

② その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの……………時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算出しております。)

市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法によっております。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

① 製品、原材料……………移動平均法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法）によっております。

② 仕掛品……………個別法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法）によっております。

③ 貯蔵品……………最終仕入原価法（収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法）によっております。

(3) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

(リース資産を除く)……………定率法によっております。

ただし、1998年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

建物 5～65年

構築物 10～30年

-
- ② 無形固定資産
(リース資産を除く)……………定額法によっております。
ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
- ③ リース資産 ……………所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零（残価保証の取り決めがある場合は残価保証額）とする定額法によっております。
- (4) 引当金の計上基準
- ① 貸倒引当金……………期末現在に有する債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金……………従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- ③ 退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。ただし、当事業年度末の年金資産見込額が、退職給付債務見込額に未認識数理計算上の差異を加減した額を超過しているため、前払年金費用として、投資その他の資産に計上しております。
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。
なお、数理計算上の差異については、その発生時の翌事業年度から1年で費用処理することとしております。

(5) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類における会計処理の方法と異なっております。

(6) 収益及び費用の計上基準

当社は、既存木造家屋を対象とした「白蟻防除」、「湿気対策」、「地震対策」の各種施工を主力サービスとしております。また、その他のサービスとして、住宅リフォーム、ゴキブリ・ネズミ等の害虫・害獣防除等を行っております。これらの約束した財またはサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財またはサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

(7) 記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

① 担保提供資産

種 類	期 末 帳 簿 価 額
建 物	202,811千円
土 地	2,142,167千円
計	2,344,979千円

② 上記に対応する債務

内 容	期 末 残 高
1 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金	76,500千円
長 期 借 入 金	126,000千円
計	202,500千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 2,766,281千円

(3) 関係会社に対する金銭債権・債務

内 容	期 末 残 高
短 期 金 銭 債 権	1,948千円
短 期 金 銭 債 務	11,945千円

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

内 容	期 末 残 高
営 業 取 引	86,128千円
営 業 取 引 以 外 の 取 引	19,595千円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の数 1,360,495株

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因

繰延税金資産

関係会社株式評価損	132,413千円
賞与引当金	89,536千円
未払金	32,819千円
資産除去債務	32,628千円
未払事業税等	25,053千円
減価償却超過額	13,528千円
未払社会保険料	13,465千円
その他	22,692千円

繰延税金資産合計 362,137千円

繰延税金負債

前払年金費用	17,314千円
その他	10,024千円

繰延税金負債合計 27,338千円

繰延税金資産の純額 334,798千円

6. 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報

連結注記表に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

7. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	1,088円00銭
1株当たり当期純利益	79円96銭

独立監査人の監査報告書

2023年5月15日

株式会社 アサンテ
取締役会 御中

E Y新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 福井 聡

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 宮沢 琢

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社アサンテの2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アサンテ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2023年5月15日

株式会社 アサンテ
取締役会 御中

E Y新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 福井 聡

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 宮沢 琢

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社アサンテの2022年4月1日から2023年3月31日までの第50期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第50期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また当該内部統制システムの構築及び運用については、継続的な改善が図られており、内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 E Y 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類等の監査結果

会計監査人 E Y 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月19日

株式会社アサンテ 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 犬飼由喜夫 ㊟

監査役（社外監査役） 櫛田 泰彦 ㊟

監査役（社外監査役） 黒澤 誠一 ㊟

監査役（社外監査役） 高野 慎一 ㊟

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案

剰余金の配当の件

剰余金の配当につきましては、株主の皆様に対する利益還元を最優先に考え、安定的な配当の維持を基本として、企業体質の強化及び内部留保の充実等を総合的に勘案することを配当政策の基本方針としております。

この方針に基づき、当期の期末配当につきましては、以下の通り1株につき31円といたしたいと存じます。なお、中間配当金31円を加えた年間配当金は、1株につき62円となります。

期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金31円 総額340,628,155円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2023年6月22日

第2号議案

取締役9名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役全員（8名）は任期満了となりますので、経営体制の一層の強化を図るため取締役1名を増員することとし、取締役9名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は次の通りであります。

○＝知識・経験・能力を有する分野

●＝社外取締役が知識・経験・能力において貢献、期待される分野

候補者番号	氏名	当社における地位	属性	取締役が有する知識・経験・能力						
				企業経営	営業・マーケティング	法務・リスクマネジメント	財務・会計	人事・労務・人材開発	技術・品質	IT・デジタル
1	宮内 征	代表取締役社長		○	○			○	○	
2	飯柴 正美	専務取締役		○	○	○	○	○		
3	中尾 能之	取締役		○	○	○	○	○		
4	石上 祥光	取締役			○				○	
5	濱里 徹志	－			○				○	
6	松尾 俊吾	－						○		○
7	名取 俊也	取締役	社外 独立	●		●	●	●		
8	田中 道昭	取締役	社外 独立	●	●	●	●	●		●
9	大村 尚子	－	社外 独立	●			●			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> みや うち せい 宮 内 征 (1971年3月11日生)	1994年3月 当社入社 2010年4月 当社H A事業部長 2013年6月 当社取締役H A事業部長 2015年2月 当社取締役営業本部長 2015年4月 当社取締役営業本部長兼T S営業部長 2016年2月 当社取締役人材開発部長 2019年4月 当社常務取締役営業本部長 2020年2月 当社代表取締役社長兼営業本部長 2020年6月 当社代表取締役社長(現任) 【取締役候補者とした理由】 同氏は、長年にわたり営業分野の業務に従事し、当社事業全般にわたる高度な知見を有しております。2013年6月から取締役、2020年2月から代表取締役社長を務めており、これらの経験や能力を経営に活かすことにより、当社の持続的な成長と企業価値向上に資すると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。	30,400株
2	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> いい しば まさ み 飯 柴 正 美 (1950年12月24日生)	1973年4月 株式会社三菱銀行(現株式会社三菱UFJ銀行) 入行 2002年9月 当社入社経営企画室長 2002年11月 当社取締役経営企画室長 2005年11月 当社常務取締役経営企画室長 2019年4月 当社常務取締役管理本部長兼経営企画部長 2020年1月 当社常務取締役管理本部長 2020年4月 当社専務取締役管理本部長 2020年7月 株式会社ハートフルホーム取締役 2023年2月 当社専務取締役(現任) 【取締役候補者とした理由】 同氏は、金融機関在籍時における豊富な経験に加え、当社に入社後も取締役として経営企画をはじめ管理部門全体を統括し、2020年4月より専務取締役を務めております。これらの経験や能力を経営に活かすことにより、当社の持続的な成長と企業価値向上に資すると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。	37,900株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
3	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> なか お よし ゆき 中尾能之 (1962年10月31日生)	1986年4月 株式会社三菱銀行（現株式会社三菱UFJ銀行）入行 2015年10月 当社入社経理部長 2016年2月 当社総務部長 2016年5月 株式会社ヒューマン・グリーンサービス監査役 2017年1月 当社総務人事部長 2017年6月 当社取締役総務人事部長 2020年1月 当社取締役経営企画部長 2021年10月 当社取締役管理本部副本部長兼経営企画部長 2023年2月 当社取締役管理本部長兼経営企画部長（現任） 【取締役候補者とした理由】 同氏は、金融機関在籍時における豊富な経験に加え、当社に入社後も管理部門の要職を務め、2023年2月より管理部門全体を統括する職責を担っており、企業経営に関する高度な見識を有しております。これらの経験や能力を経営に活かすことにより、当社の持続的な成長と企業価値向上に資すると判断し、引き続き取締役候補者となりました。	5,300株
4	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> いし がみ よし みつ 石上祥光 (1966年7月3日生)	1990年6月 当社入社 1999年2月 当社千葉支店長 2010年11月 当社資材部長 2015年2月 当社お客様相談室長 2019年4月 当社技術部長 2020年6月 当社取締役営業本部長 2021年4月 当社取締役営業本部長兼業務推進部長 2021年10月 当社取締役営業本部長（現任） 2022年5月 株式会社ハートフルホーム取締役（現任） 【取締役候補者とした理由】 同氏は、長年にわたり営業分野の業務を経験し、お客様相談室長や技術部長を務める中で、コンプライアンスや技術力の向上といった課題にも取り組んでおり、2020年6月より営業部門全体を統括する職責を担っております。当社事業に関する高度な知見を有しており、これらの経験や能力が当社の持続的な成長と企業価値向上に資すると判断し、引き続き取締役候補者となりました。	6,500株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
5	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">新任</div> はま ざと てつ じ 濱 里 徹 志 (1973年2月6日生)	1996年3月 当社入社 2002年2月 当社茨城支店長 2021年4月 当社法人営業部長 2022年7月 当社営業本部副本部長兼法人営業部長（現任） 【取締役候補者とした理由】 同氏は、長年にわたり当社主力事業に携わる中で、営業部門の要職を務め、2022年7月より営業本部副本部長及び法人営業部責任者としての職責を担っております。当社事業に関する豊富な経験と幅広い見識を有していることから、当社の持続的な成長と企業価値向上に資すると判断し、新たに取締役候補者といたしました。	2,000株
6	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">新任</div> まつ お しゅん ご 松 尾 俊 吾 (1970年7月9日生)	1994年3月 当社入社 2020年1月 当社総務人事部長 2020年5月 株式会社ヒューマン・グリーンサービス監査役（現任） 2023年2月 当社管理本部副本部長（現任） 【取締役候補者とした理由】 同氏は、総務人事、労務管理、情報システムなど管理分野の業務に幅広く携わり、2023年2月より管理本部副本部長の職責を担っております。当社事業に関する豊富な経験と幅広い見識を有していることから、当社の持続的な成長と企業価値向上に資すると判断し、新たに取締役候補者といたしました。	100株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
7	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">再任</div> な とり とし や 名 取 俊 也 (1963年12月17日生) <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 5px;"> 社外 独立役員 </div>	<p>1988年4月 検事任官 2006年7月 東京地検検事 2010年7月 東京地検刑事部副部長 2011年4月 法務省刑事局公安課長 2012年1月 法務省刑事局刑事課長 2012年12月 法務省大臣官房秘書課長 2015年7月 盛岡地検検事正 2016年7月 最高検検事 2016年8月 弁護士登録（第一東京弁護士会） 大江橋法律事務所入所 2020年3月 名取法律事務所（現ITN法律事務所）入所（現任） 2020年6月 飛島建設株式会社社外監査役（現任） 2020年11月 株式会社日本エネライズ社外取締役 2021年6月 株式会社ミライノベート（現Jトラスト株式会社）社外取締役 当社取締役（現任） 2023年2月 Jトラスト株式会社社外取締役（現任）</p> <p>(重要な兼職の状況) ITN法律事務所弁護士 飛島建設株式会社社外監査役 Jトラスト株式会社社外取締役</p> <p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 同氏は、検事及び弁護士としての豊富な経験と専門性に加え、複数社の社外監査役、社外取締役を務めており、幅広い見識を有しております。こうした高度な知見に基づき、当社取締役会においても適切な助言、監督を行っており、今後も当社取締役会の実効性向上に資すると判断し、引き続き社外取締役候補者といたしました。なお、同氏は、社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記理由により社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断いたしました。また、同氏の当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年です。</p>	—

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
8	<div data-bbox="266 538 334 571" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">再任</div> <div data-bbox="288 586 535 677" style="text-align: center;"> <small>た なか みち あき</small> 田 中 道 昭 (1964年12月13日生) </div> <div data-bbox="314 692 382 722" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">社外</div> <div data-bbox="397 692 511 722" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">独立役員</div>	<p>1987年 4 月 株式会社三菱銀行（現株式会社三菱UFJ銀行） 入行</p> <p>1997年 6 月 シカゴ大学経営大学院卒業・MBA取得</p> <p>1998年 2 月 同行退職</p> <p>1998年 3 月 シティバンク入行</p> <p>2000年 1 月 バンクオブアメリカ証券会社入社</p> <p>2002年 5 月 ABNアムロ証券会社入社</p> <p>2003年 8 月 株式会社日本ストラテジック・ファイナンス総合研究所代表取締役社長（現任）</p> <p>2006年 6 月 株式会社マージングポイント代表取締役社長（現任）</p> <p>2013年 5 月 株式会社サダマツ（現フェスタリアホールディングス株式会社）社外取締役</p> <p>2015年 4 月 立教大学大学院ビジネスデザイン研究科教授（現任）</p> <p>2021年 6 月 当社取締役（現任）</p> <p>(重要な兼職の状況)</p> <p>株式会社日本ストラテジック・ファイナンス総合研究所代表取締役社長 株式会社マージングポイント代表取締役社長 立教大学大学院ビジネスデザイン研究科教授</p> <p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</p> <p>同氏は、複数の金融機関の主要ポストを歴任後、コンサルティング会社代表取締役の他、大学のビジネススクール教授を務めており、経営に関する豊富な経験と専門的な知識を有しております。こうした高度な知見に基づき、当社取締役会においても適切な助言、監督を行なっており、今後も当社取締役会の実効性向上に資すると判断し、引き続き社外取締役候補者といたしました。なお、同氏の当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年であります。</p>	—

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
9	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">新任</div> おおむら なおこ 大村尚子 (1973年7月19日生) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">社外</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">独立役員</div>	1997年10月 監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）入所 2001年7月 公認会計士登録 2013年11月 ヴォラーレ株式会社（現ナイル株式会社）社外監査役 2015年5月 同社社外取締役（監査等委員）（現任） 2019年1月 株式会社ドラフト社外監査役 2020年3月 グロービス経営大学院卒業・MBA取得 2023年3月 株式会社ドラフト社外取締役（監査等委員）（現任） （重要な兼職の状況） ナイル株式会社社外取締役（監査等委員） 株式会社ドラフト社外取締役（監査等委員） 【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 同氏は、公認会計士としての豊富な経験と高度な専門知識に加え、他社の監査等委員、監査役の経験も有しております。こうした経験や高度な知見から当社経営の適切な監督に資すると判断し、新たに社外取締役候補者といたしました。なお、同氏は、社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記理由により社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断いたしました。	—

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 名取俊也氏、田中道昭氏及び大村尚子氏は、社外取締役候補者であります。
 なお、当社は名取俊也氏及び田中道昭氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、大村尚子氏についても独立役員として同取引所に届け出る予定であります。また、3氏は当社が定める社外役員の独立性判断基準を満たしております。
3. 当社は名取俊也氏及び田中道昭氏との間で、会社法第423条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任限度額は同法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。両氏が取締役に再任された場合、当社は両氏との間で当該契約を継続する予定であります。また、大村尚子氏が取締役に選任された場合には、当社は同氏との間で、同様の契約を締結する予定であります。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償責任の損害を当該保険契約により填補することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。
5. 名取俊也氏、田中道昭氏及び大村尚子氏の重要な兼職先と当社の間には、いずれも取引はありません。

第3号議案

監査役2名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、監査役3名は任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次の通りであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">新任</div> みや ち たかし 宮 地 賢 (1964年12月17日生)	1989年4月 当社入社 2001年10月 当社電算室長 2008年4月 当社人材開発部長 2012年3月 当社内部監査室長 2013年7月 当社T S事業部長 2015年4月 当社システム部長 2017年1月 当社業務推進部長 2021年4月 当社内部監査室長 (現任) 【監査役候補者とした理由】 同氏は、営業部門、採用部門、情報システム部門など幅広い分野で要職を務め、当社の業務に精通していることに加え、豊富な経験と幅広い見識を有していることから、監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、新たに監査役候補者といたしました。	700株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
2	<p>新任</p> <p>うちだ よし ひさ 内田 好 久 (1966年 2月 2日生)</p> <p>社外 独立役員</p>	<p>1989年10月 監査法人朝日新和会計社（現有限責任あずさ監査法人）入所</p> <p>1993年 8月 公認会計士登録</p> <p>2007年 5月 有限責任あずさ監査法人パートナー</p> <p>2020年 7月 内田好久公認会計士事務所開設（現任）</p> <p>2020年10月 税理士登録</p> <p>2022年 3月 SocioFuture株式会社社外監査役（現任）</p> <p>（重要な兼職の状況）</p> <p>内田好久公認会計士事務所代表者</p> <p>SocioFuture株式会社社外監査役</p> <p>【社外監査役候補者とした理由】</p> <p>同氏は、公認会計士としての豊富な経験と高度な専門知識に加え、他社の監査役の経験を有しております。こうした経験や高度な知見をより実効性のある監査に活かせるものと判断し、新たに社外監査役候補者とした。なお、同氏は、社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断いたしました。</p>	—

- (注) 1. 各監査役候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 内田好久氏は、社外監査役候補者であります。
- なお、内田好久氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員としての要件を満たしており、同氏が社外監査役に就任された場合、当社は同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。また、同氏は当社が定める社外役員の独立性判断基準を満たしております。
3. 当社と社外監査役は、会社法第423条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任限度額は同法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。内田好久氏が社外監査役に就任された場合、当社は同氏との間で当該契約を締結する予定であります。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償責任の損害を当該保険契約により填補することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。
5. 内田好久氏の重要な兼職先と当社の間には取引はありません。

以 上

第4号議案

補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案における選任の効力は、就任前に限り、監査役会の同意のうえ取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次の通りであります。

氏名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
いぬ かい ゆ き お 犬飼由喜夫 (1952年12月7日生)	1975年4月 清水建設株式会社入社 2003年10月 同社建築事業本部工務部長 2007年4月 同社関東支店副支店長 2011年6月 当社常勤監査役(現任) (重要な兼職の状況) なし	—

- (注) 1. 補欠監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 犬飼由喜夫氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
なお、犬飼由喜夫氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員としての要件を満たしており、同氏が社外監査役に就任された場合、当社は同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
3. 犬飼由喜夫氏は事業会社における豊富な経験と高い見識を有し、また、当社において常勤監査役を務めた経験を有しており、当社の監査に活かしていただくため、補欠の社外監査役として選任をお願いするものであります。
4. 犬飼由喜夫氏は、現在当社の常勤監査役ですが、常勤監査役としての在任期間は本株主総会終結の時をもって12年であります。
5. 当社と社外監査役は、会社法第423条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任限度額は同法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。犬飼由喜夫氏が社外監査役に就任された場合、当社は同氏との間で当該契約を締結する予定であります。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償責任の損害を当該保険契約により填補することとしております。犬飼由喜夫氏が社外監査役に就任された場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

以上

当社は、当社における社外役員の独立性に関する基準を以下の通り定め、いずれの基準にも該当しない社外役員は、独立性を有するものと判断します。

- (1) 当社もしくは子会社の業務執行者
- (2) 当社直近事業年度の年間売上高の2%を超える取引先の業務執行者
- (3) 当社への売上高が、直近事業年度の年間売上高の2%を超える取引先の業務執行者
- (4) 当社から年間10百万円を超える金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は当社から得ている財産が年間収入の2%を超える団体に所属する者）
- (5) 直近事業年度に係る事業報告において、当社の主要な借入先として記載されている借入先の業務執行者
- (6) 過去10年間に於いて、上記(1)から(5)のいずれかに該当していた者
- (7) 上記(1)から(5)のいずれかに掲げる者（ただし、重要な者に限る）の二親等以内の親族
- (8) 当社の大株主（直近の事業年度末における議決権保有比率が総議決権の10%以上を保有する者）またはその業務執行者
- (9) 当社から年間10百万円を超える寄附を受けている者（ただし、当該寄附を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当社から得ている財産が年間収入の2%を超える団体の業務執行者）
- (10) 独立性を有する社外役員としての職務を果たすことができない特段の事由を有している者

株主総会会場ご案内図

お土産の配布はございません。
何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

会場：東京都新宿区西新宿八丁目17番1号
ベルサール新宿グランドコンファレンスセンター5階
住友不動産新宿グランドタワー内



交通のご案内：	東京メトロ丸ノ内線	西新宿駅 1番出口	徒歩3分
	都営地下鉄大江戸線	都庁前駅 A5出口	徒歩10分

株式会社 アサンテ



見やすく読みまぢがえにくい
ユニバーサルデザインフォントを
採用しています。